

(件名)

新型コロナウイルス感染症（ホンジュラス：現状の確認：4月9日）

(ポイント)

- ・現在、ホンジュラスに滞在されている皆様に、必要かつ具体的な情報提供等が迅速に行えるように、下記1に該当する方は、当館まで連絡ください。
- ・現在、政府の新型コロナウイルス関連対策に不満を抱く市民らによる抗議活動が、テグシガルパ市を中心に散発しており、抗議活動に便乗した強盗事案も確認されています。措置の範囲内で外出する場合でも、抗議活動の発生状況に関する情報を収集の上、移動には十分注意するようにお願いします。
- ・最新の情報を正確に入手するように努めて下さい。

(内容)

1 【再確認】ホンジュラスに滞在されている方へ

現在、ホンジュラス治安省及び国家危機管理システム(SINAGER)が発令する、絶対外出禁止令(TOQUE DE QUEDA ABSOLUTO)が長期化している状況下において、ホンジュラスに滞在されている皆様の生活環境等も日々変化されていることと思います。引き続き、必要かつ具体的な情報提供等が迅速に行えるように、下記に該当する方は、当館まで連絡ください。(注：既に当館までご連絡いただいている方はご放念下さい。また、連絡先については下記を参照して下さい。)

(1) 現在、発熱等の風邪症状が見られる場合、37.5度以上の発熱が4日以上続いている場合、呼吸困難がある場合等健康面に不安がある方。

(2) 国境封鎖により、出国予定だった時期に出国できず、滞在資格・期間に何らかの不都合がある方。

(3) 今後、陸路を含め何らかの形で具体的に出国を検討・計画されている方。

(※注1)

(4) 都市間移動を予定していたが、外出禁止令により移動できなくなってしまった方。

(5) その他何らかの事情によりお困りの方。(※注2)

(注1) 国境が封鎖されている間の出国(国外退避)については、当館からホンジュラス政府に対して、事前通報を行い、国内移動における安全確保のための申入れを合わせて行う必要があります。

(注2) 情報提供が主になりますが、様々な相談に応じ、解決のためできる限りの支援を行います。

2 日本到着時の検疫手続きについて

日本到着時には必ず検疫が実施されます。検疫等の措置については、以下の厚生労働省のホームページをご参照下さい。

(ダイジェスト版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618379.pdf>

(厚生労働省HP「日本へ帰国されたお客様へ」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618977.pdf>

詳細については以下をご確認ください。

(厚生労働省HP「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid_19_qa_kanrenkigyoku_00001.html

上記HPに関してご不明な点や入国時の措置に関する個別具体的な照会がありましたら、以下の連絡先にお尋ねください。

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口 (検疫の強化)

日本国内から : 0120-565-653

海外から : +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

3 【重要】絶対外出禁止令 (4月9日午後5時現在)

現在、コルテス県全市及びジョロ県エルプログレス市を除く国内全ての県・都市に発令されている絶対外出禁止令 (TOQUE DE QUEDA ABSOLUTO) は、13日 (月) より下記のとおり変更されます。(注: コルテス県全市及びジョロ県エルプログレス市については、引き続き、一切例外なしの外出禁止です。ご注意ください。)

(1) 発令期間

4月19日（日）午後3時まで

（2）発令地域

コルテス県全市及びジョロ県エルプログレンソ市を除く国内全ての県・都市

（3）発令（措置）内容

○食料品，医薬品，ガソリンの購入及び銀行等手続きのため，各自が所持しているIDカード，旅券，在留カードの末尾（最後）の番号別に，以下の時間帯（日程）に限り外出を許可。

- 月曜日午前9時から午後5時まで：末尾番号が，1，2
- 火曜日午前9時から午後5時まで：末尾番号が，3，4
- 水曜日午前9時から午後5時まで：末尾番号が，5，6
- 木曜日午前9時から午後5時まで：末尾番号が，7，8
- 金曜日午前9時から午後5時まで：末尾番号が，9，0

※高齢者，妊婦，障害者に対しては，上記番号及び曜日において専用の時間帯（スーパー・薬局：午前7時から午前9時，銀行：午前9時から午前10時）が設けられます。

※絶対外出禁止令が延長される前に10日（金）の外出が許可されていた末尾番号7，8，9，0のIDカード等所持者は，末尾番号7，8は10日（金），末尾番号9，0は11日（土）に，上記目的のための外出が許可されます。

○スーパー，薬局，ガソリンスタンド，銀行の営業は上記日程・時間帯でのみ許可される。

○外出する際のマスク着用を義務付け。

○土，日は原則外出禁止。

○外出・移動に際し，車両内には運転手を含め2名のみの乗車が可能。買い物等が実際に許可されるのは1名のみ。これに従わない場合，本件発令中，車両は押収の対象となり，乗車していた者も最大24時間拘束される可能性があります。

○業者によるガソリン，食料品，水等の生活必需品供給のための活動，治安維持・医療従事者による任務遂行のための活動，許可されたメディア関係者等の外出は可能。

○空路，海路及び陸路全ての国境は引き続き封鎖（貨物を除く）。この外出禁止令適用期間中に例外的に許可される国際線フライトは，テグシガルパ市及びサンペドロスーラ市（コルテス県）の空港でのみで運航される。

（4）お願い

同禁止令に従わない場合，身柄を拘束されるおそれがあります。引き続き，不

要不急の外出は控えるようお願い致します。

4 ホンジュラス国内における感染状況（4月9日午後5時現在）

（1）国内の感染状況

累計感染者数：343名

累計死亡者数：23名

（2）県別の感染状況（確定症例／死亡者数）

コルテス県（226例／16名），フランシスコモラサン県（54例／2名），
コロン県（20例／1名），アトランティダ県（16例／1名），ジヨロ県（9
例／2名），サンタバルバラ県（8例），レンピラ県（4例／1名），チオル
テカ県（2例），コマヤグア県（2例），ラパス県（1例），コパン県（1例）

5 【注意喚起】抗議活動及び抗議活動に便乗した強盗事案の発生

現在発令中の外出禁止令により，十分な食料が確保できない等政府の対策に不
満を抱く市民らによる抗議活動が，テグシガルパ市を中心に散発しています。
また，同抗議活動（道路封鎖）に便乗し，銀行手続きや買い物後の車両の行く
手を，タイヤや木材等の障害物により遮り，取り囲んで金品等を強取る強盗
事案も発生しています。

移動は，許可された曜日・時間帯の生活必需品の購入，銀行利用等最低限とし，
買い物等で外出する場合は，テレビ，インターネット等で抗議活動の発生状況
に関する情報を収集の上，経路を良く確認し，移動には十分注意するようにし
て下さい。

6 お願い

（1）感染予防対策

ホンジュラスにおいても新型コロナウイルスの感染が蔓延しつつあります。感
染を防ぐために，手洗いや咳エチケットの励行，人と挨拶する際の接触を避け
る，人混みを避ける等予防対策をお願いします。

（2）情報収集

新型コロナウイルスに関するホンジュラス政府の対応策は流動的です。日々更
新される同対応策について最新の情報を正確に入手するように努めて下さい。

また、周辺国でも、国籍問わず全ての外国人（日本人を含む。）を入国禁止措置の対象としている場合も多く、各国とも入国措置を強化している状況がうかがえます。日々、感染状況を注視しつつ、ホンジュラスや周辺国の入国・行動制限の有無、利用する航空会社の運航状況等最新の情報を入手するよう努めて下さい。

（３）在留届・たびレジの登録

今後、さらに状況が悪化した場合に備え、在留邦人・渡航者の皆様の安全確認や必要な情報提供等のための連絡が迅速に行えるように、在留届の提出・たびレジの登録をお願い致します。また、お知り合いの方等で、ホンジュラス国内に滞在中であるにもかかわらず在留届の提出やたびレジの登録をしていない方をご存じでしたら、提出・登録を勧奨していただくとともに、当館までご連絡下さい。

○在留届は、オンラインでも届出可能です。

(⇒ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」登録をよろしく願いいたします

(⇒ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)

7 参考ウェブサイト

（１）ホンジュラスにおける新型コロナウイルス感染症情報

○ホンジュラス政府発表HP

<http://www.covid19honduras.org/>

○ホンジュラス保健省HP

<http://www.salud.gob.hn/site/>

○在ホンジュラス日本国大使館HP

https://www.hn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（２）新型コロナウイルス感染症に関する日本の取組等

○新型コロナウイルス感染症対策本部：

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

○首相官邸HP

<https://www.kantei.go.jp/>

○査証の制限についてのご案内（外務省HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

○日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

○外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省HP（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（3）参考

○世界保健機関（WHO）HP

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports>